

職業安定分科会(第 217 回)	資料1-1
令和 7 年 11 月 25 日	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

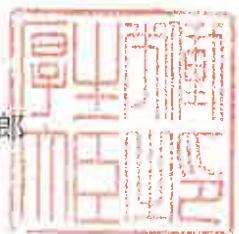
厚生労働省発職 1125 第 2 号

令和 7 年 11 月 25 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第1 職業転換給付金制度の一部改正

就職促進手当に係る所得税の額の計算に当たって、他の税額控除と同様に、特定親族特別控除に相当する額については、所得税の額から控除しないものとする。

第2 施行期日

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。